



お願い

恐れ入りますが、本要望書と添付資料1部を議長にお渡しください。お願いいたします。

令和7年2月5日

京丹後市議会 議長 殿

パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会  
事務局長 佐々木一也  
パワハラから職員を守る京都府民の会  
代表 高木 実

## 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書

慢性化している議員から職員へのハラスメントの是正のために

<当会について>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが度々問題となっており、その是正のために、庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自粛を求める陳情が地方議会75か所で採択され、改善されております。

本連絡会は、各地の陳情提出者間の情報交換を通して「本件は全国自治体で慢性化しているハラスメント問題である」と再認識し「パワハラから職員を守る京都府民の会」と連携して、心ある首長、議長双方に抜本的解決を求める要望書の提出を決定しました。当会としては、しごく当然の要望内容であると考えております。ハラスメントは人権侵害であり、決して許されるべきものではありません。どうぞ最後までご一読いただき、善処いただけるよう何卒お願い申し上げます。

<要望理由>

添付資料のとおり、「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、30以上の自治体で実態調査が行われました（P2）。わかる範囲でまとめてみましたので参考になさってください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員が、おしなべて3割（3人に1人）以上にのぼっています。例えば東京都港区（令和6年11月実施）では、勧誘をうけた管理職が9割、そのうち心理的圧力を感じた管理職が8割になりました。これは、議員から職員への「党機関紙の購読強要の実態」であり、庁舎内でハラスメントとして慢性化している証左です。

また、職員の自由記述を求めた自治体アンケートの結果もぜひご確認ください（P5）。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態把握を実施していない自治体の多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛やストレスは「なかったこと」にされ続けているのです。（P7）

一連の調査で明らかになった事は、勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中していることです。令和7年も3月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、心配して今回の要望書を出しております。むろん、一連の調査結果から、全ての会派に当てはまる問題でなく、特定政党に限られる事案であることも承知しています。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります（P12）

議員と職員は本来的には対等の関係のはずですが、ハラスメント行為が伴えば、それが歪な関係に転じます。議員が自覚なく圧力をかけているケースもあるとは存じますが、「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば、議会・行政の双方で厳格な対策が求められるのは当然のことです。

繰り返しますが、議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、個人や家庭における経済的負担になっています。（P3）

議員による職員に対するパワハラ行為は絶対に放置してはなりません。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「パワハラ防止条例」を制定した自治体も85にのぼります。

貴自治体においては、職員から相談がないといって問題を放置するのではなく、政党機関紙の勧誘行為がないかどうか、またその勧誘で心理的圧力を感じている職員がいないか、現状把握に努めていただけますようお願い申し上げます。

特に、庁舎管理規則では、庁舎内での勧誘営業は原則禁止であり、許可証が必要な行為のはずです。政党機関紙勧誘行為においても、議員の皆様はそのルールを遵守いただくよう、議会・行政双方で確認いただく事が根本的問題解決につながると当会は考えています。

#### <要望項目>

- ① 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、首長と議長との間でご確認をお願いいたします。許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた実態があれば、規則遵守や、ハラスメント問題への厳格な対応が求められている国民の声が大きいことを鑑み、今年から改めてください。
- ② 議長と首長の協議の上、貴自治体において「職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当はないかどうかの職員アンケートの実施が望ましい」と判断された際は、ぜひ速やかな実態調査をお願いします。

連絡先 〒 [ ] 東京都足立区 [ ] 事務局長 佐々木一也

電話番号 [ ] FAX [ ]

E-mail: [ ] URL: [ ]

パワハラから職員を守る京都府民の会と連携して提出しておりますが、本要望書へのお問い合わせは、こちらをお願いします。